

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

2014年（平成26年）4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、また、2019年（令和元年）10月1日から一部軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%へ引き上げられました。

消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増え、この分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費（社会福祉・社会保険・保健衛生）に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当しています。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	601,000 千円
（歳出）	社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費	5,081,391 千円

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			内 一 般 財 源	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市交付金）	そ の 他
社会福祉事業	791,119	573,463		10,953	43,941	162,762
高齢者福祉事業	497,798	92,951		11,942	83,522	309,383
児童福祉事業	1,071,696	716,431		71,867	60,245	223,153
生活保護事業	794,081	615,897		3,586	37,115	137,483
社会福祉 計	3,154,694	1,998,742		98,348	224,823	832,781
国民健康保険事業	174,907	65,943			23,163	85,801
介護保険事業	365,007	22,138			72,886	269,983
年金事業	1,842	1,842				
社会保険 計	541,756	89,923			96,049	355,784
医療関連事業	1,314,341	4,518		48,431	268,142	993,250
感染他疾病予防事業	61,867	12,093		1,074	10,352	38,348
健康増進対策	8,733	486		562	1,634	6,051
保健衛生 計	1,384,941	17,097		50,067	280,128	1,037,649
合 計	<b>5,081,391</b>	2,105,762		148,415	<b>601,000</b>	2,226,214